

介護保険料額を通知 期限までに忘れずに納付を

65歳以上の人(第1号被保険者)に対して、本年度の介護保険料額を7月中旬に通知します。介護は誰にでも巡ってくる大きな問題。必要なとき誰もが安心してサービスを受けられるよう、保険料を納めましょう。

■保険料の決め方

保険料は、4月1日時点での世帯員の市民税課税状況と本人の合計所得金額に応じて、負担が重くならないよう7段階に分かれています。

平成17年度税制改正により保険料に影響のある被保険者については「激変緩和措置」を行っています。

■保険料の納め方

①特別徴収(年金からの天引き)

対象は、老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害者年金などを月1万5,000円以上受給している人など。本年度の保険料額と来年度の仮徴収額を記載した「介護保険料額通知書」を郵送します。仮徴収は本年度2月分と同額が来年度の4月、6月、8月の各月ごとに年金から差し引かれます。

②普通徴収(納付書払)

「介護保険料納入通知書」を郵送。納期は7月から来年2月まで。普通徴収の人は口座振替が便利です。通帳、届け出印を用意し、「前橋市税等口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」で金融機関などに直接申し込んでください。振替は申し込んだ翌月末分からです。それ以前の方は納付書で納めてください。

③併用徴収(特別徴収と普通徴収の併用)

年度途中での所得額の修正申告などにより介護保険料が変更になる場合や、納付方法の変更により併用徴

収となる場合があります。

■連帯納付義務

保険料を普通徴収で納めるときは、本人のほかに、世帯主および配偶者も連帯して納める義務があります。

■保険料の減免

災害など特別の事情があり、保険料を納められない場合は、減免を受けられることがあります。この場合は申請書とその理由を証明する書類の提出が必要です。

■第2号被保険者(40歳~64歳までの人)の保険料

加入している医療保険の保険料と一括して納めます。保険料額は加入している医療保険の算定方法で決まります。詳しくは加入医療保険機関で確認してください。

問い合わせは **介護高齢福祉課 ☎890-6159**

介護保険施設など利用負担を軽減

市民税非課税世帯の人が介護保険施設や短期入所サービスを利用したとき、その食費・居住費(滞在費)が軽減される制度があります。市役所介護高齢福祉課で「負担限度額認定」の申請をしてください。

また、昨年度認定を受けていた人には、6月初旬に更新申請書を郵送しました。7月以降も利用を希望する人は、更新の手続きをしてください。

問い合わせは **介護高齢福祉課 ☎890-6157**

ルールを守って事故を防ごう 10日から夏の交通安全運動

7月10日(休)から16日(休)まで夏の県民交通安全運動を実施。これから暑くなるにつれて、集中力が途切れがちとなります。十分注意し事故防止に努めましょう。

■子どもと高齢者の交通事故防止

夏休みに入ると子どもたちが外で遊ぶ機会が増えます。また、昨年の死亡事故の半数以上が高齢者。ドライバーは子どもや高齢者に細心の注意を払いましょう。

■自転車の安全利用の推進

「自転車も乗れば車とマナーは同じ」自転車は車両の仲間。交差点での一時停止など、交通ルールの順守と安全確認を心掛けましょう。

■すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトは必ず着用しましょう。

■道路交通法が改正

6月1日に施行された改正道路交通法の主な内容は次のとおり。詳しくは、本市ホームページをご覧ください。

- ①後部座席を含めたすべての座席のシートベルトの着用が義務化
- ②13歳未満の子どもの自転車の乗せるときや子ども自身が乗るときには、

保護者はヘルメットを着用させる

- ③13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体に一定の障がいがある人は自転車では歩道を通行できる
- ④75歳以上のドライバーは「高齢運転者標識(紅葉マーク)」の表示義務化
- ⑤聴覚障がい者が運転するときは「聴覚障がい者標識」の表示義務化

問い合わせは **安全安心課 ☎890-6263**

上位所得者(基礎控除後の所得600万円超)	15万円+1%(8万3,400円)
一般	8万100円+1%(4万4,400円)
市民税非課税世帯	3万5,400円(2万4,600円)

※「1%」は、実際に掛かった医療費の総額が上位所得者50万円、一般26万7,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。
※()内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額。※所得の申告がないと上位所得者として扱います。

区分	対象	入院・世帯ごとの限度額
低所得II	世帯主及び国保加入者(後期高齢者医療制度加入者は世帯全員)が市民税非課税の人	2万4,600円
低所得I	世帯主と国保加入者(後期高齢者医療制度加入者は世帯全員)が市民税非課税で、かつ各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯の人	1万5,000円

対象	1食当たりの負担額	
一般	260円	
市民税非課税世帯などの人(70歳以上は表2で低所得IIの人)	入院が90日以内	210円
	入院が過去1年間に91日以上	160円
70歳以上で表2の低所得Iの人	100円	

国保加入者を対象に軽減措置

入院医療費や食事療養費など

■70歳未満の国保加入者

国保に加入している70歳未満の入院患者は、申請し認定されると「限度額適用認定証」が交付されます。医療機関で保険証と一緒に提示すると、入院時

の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。本市では外来診療には「高額療養費受領委任払制度」がありますので、ご相談ください。70歳未満の自己負担限度額は表1のとおりです。

■70歳以上の高齢受給者

市民税非課税世帯の高齢受給者は、申請すると「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。食事療養費の標準負担額が減額に。70歳以上の自己負担限度額は表2のとおりです。

■入院時食事療養費標準負担額

表3のとおり。

■長寿医療制度加入者

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入者で、市民税非課税世帯の人は、申請し認定されると「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。入院医療費の一部負担金額が表2のとおり軽減され、食事療養費の標準負担額が減額されます。

問い合わせは
国保年金課 ☎890-6249
長寿医療制度加入者については
同課 ☎890-9253

国民年金 保険料免除 受け付けは今月から



国民年金には、保険料を納めることが困難な場合、申請により、本人や配偶者などの前年の所得に応じて保険料が全部または一部免除、30歳未満の人は納付猶予される制度があります。また昨年度中、この制度の承認を受けていた人は、6月で期間が終了しました。引き続き希望する人は、市役所または支所の窓口で申請の手続きをしてください。昨年度以前に継続承認を受けている人は、申請の必要はありません。

問い合わせは
国保年金課 ☎890-6254